

渡良瀬遊水地の自然を活かした活用方策

『人と自然との豊かなふれあい』



渡良瀬遊水地の利用と周辺整備に関する懇談会

渡良瀬遊水地のあるべき姿

渡良瀬遊水地は東京から60km圏内にあって、関東平野のほぼ中央に位置する面積3.3km²、総貯水容量2億m³の我が国屈指の規模を有する遊水地です。

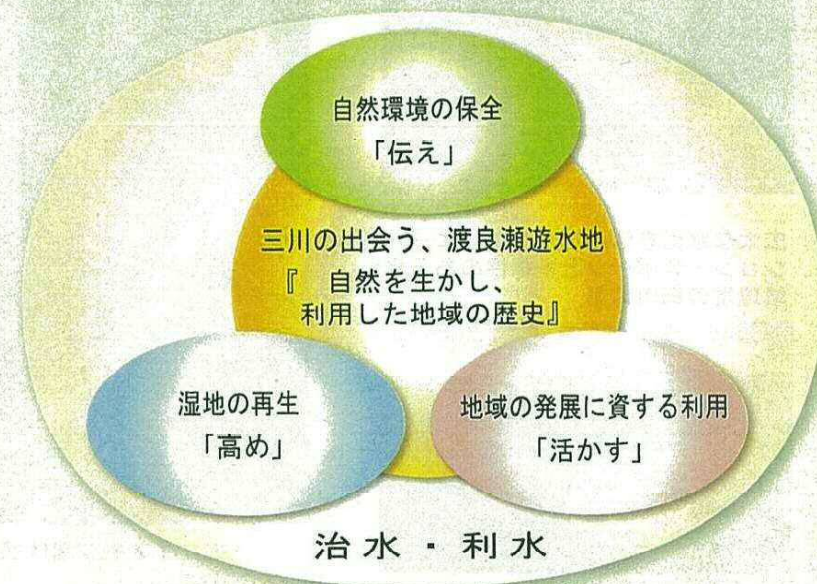
利根川水系の治水、利水計画の要となっている渡良瀬遊水地の広大な空間は、湿地としての環境が維持され多種多様な生物の生息空間となっているとともに、地域の歴史や文化を伝える首都圏において貴重な自然環境を有しています。

また、遊水地は、身近にある地域の憩いの空間になっているとともに、交通利便性の高い野外レクリエーション空間として、陸上、水面、空中と遊水地特有の多様な利用がなされており、周辺地域活性化の核として期待されています。

渡良瀬遊水地には年間約80万人の利用者が訪れ、実質的に首都圏における広域レクリエーション拠点となっており、今後も余暇の増に伴い、首都圏における貴重なオアシスとして、さらに多くの利用がなされるものと考えられ、場合によっては利用が錯綜し、自然環境に影響を与える恐れがあります。

渡良瀬遊水地の自然を生かしたグランドデザイン

渡良瀬遊水地全体の自然環境の重要性に鑑み、歴史・風土・地域活性化に対する期待とニーズとの調和を考慮し、広大なヨシ原や多様な生物生息空間の保全と自然を生かした利用を検討するために、「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かした利用に関する懇談会」が平成9年に設立されました。平成12年3月、後世に伝えるべき遊水地のあるべき姿を考える基本理念を、「三川の出会う渡良瀬の広大な湿地の豊かさを伝え（保全）、高め（再生）、活かす（利用）」とし、本来の遊水地の役割と特性を生かし、遊水地をめぐる多様な価値観を有する人々が、遊水地の潜在力を保全し、地域の持続的な発展を果たすための資源として生かしていくという基本的認識を持ち、社会のニーズや自然環境の変化に柔軟に対応し、将来の地域づくりに向かって協働するための基盤となる共通の目標像「渡良瀬遊水地の自然保全と自然を生かしたグランドデザイン」が取りまとめられました。



グランドデザインにおけるブロック別方向性

渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画
(平成22年3月)

渡良瀬遊水地の自然環境を象徴する
広大なヨシ原と多様な湿地の保全と
研究の場



渡良瀬遊水地の自然と人とのふれあい
による様々な交流の場



広大な水面を活かしたレクリエー
ション・スポーツと多様性のある水
域環境の創出の場



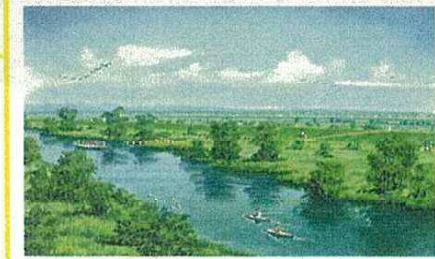
平成17年撮影空中写真

※) イメージ図はグランドデザインパンフレットより抜粋

自然環境と遊水地の役割
の調和を考えながら、湿
地や豊かな自然環境を再
生する場



三つの川の出合う水と緑のふれあい
空間の場



ラムサール条約解説
湿地を守る

(1) 湿地の定義
ラムサール条約の定める「湿地 (wetlands) の定義は、干ばつ、くよも水に潤った土地は、すべて含まれている（条約）。

(2) 純粋國の一般的義務

純粹國は、それらの湿地について、登録簿に托げられているか、いかににかかわらず、自然保護區を受け、十分に管理しなければならぬ(四來一、4)。また、湿地に関わる研究および情報交換らびに、保護區管理に関する教育訓練を促進しなければならない(四來三、4、5)。

(3) 登録指定地

湿地のうち国際的に重要なもの

ドラインが定められている（1908年勅令第23、1918年勅令第31及び附書、1990年告示410）。

(7) 国際的責任と代替地指定

締約国は、指定地の拡大、追補および廃止、縮小にあつて、水島および湿地に関する国際責任を考慮しなければならない（条約5.6）。特に、廃止、縮小の機会には代替地指定が求められている（同条2）。

(9) 陳案な管理制度
指定湿地のなかには、汚染被害を受けた方、過剰利用されたりしているところも少なからず、そのうちをどうするか、そのための健全な管理を確立することが求められている。これまた、総務府が考えている。これを、この健全な管理の強化と呼びかけられてきた。

(10) 開発途上国委員会
開発途上国における今後の開発に備えて、財政・技術援助が必要とされているが、それらの関係を

地として
を考慮し、
湿地が緑
クリエーシ
源であるこ
取返しのつ
し。
湿地の通
現在及び将
水鳥が、結
運として考
を認識し、
する見通し
採られた国
により確保
して、

地の基本的な生態学的機能
 上、文化上、科学上、資
 土上土質を有する、質
 ないとしても失うことが
 ないとしても、この環境
 性の保全及びその喪失を
 防止することを目指す
 目的とすることを希望し
 る。この目的を達成する
 ために、国庫所有の資
 産とすべきものであるこ
 の動物の棲家が、特に付
 属する国内固有種、調整
 的動物とを保存すること
 を目的とするこの種
 少なものである。

[illegible][illegible]

必要なときは、湿地及び
沼澤を保全する金庫を指定する
は、諸國の性格を有するもの
を、諸國のこのを行つ期間を有す
るの實踐について討議する
は、諸國及び需要について
のことと、我々も認めてゐる。湿地の生
物の變化を阻害するもの、環境に及
ぶの放散とも、通報され
るもの、このを、通報され
るもの、湿地及びその動植

価値の高いものかどうかとして、
優劣しないもの、つまり、人の人間
の観点から見て価値だけにはなく、
ありふれた自然に対する評価として
みて、鳥、昆虫などあらゆる生命に
命にかけての価値も価値しなけれ
ばならない。

鳥類、昆虫、植物、動物、水生
魚類、菌類、微生物、水苔など
など、まさに最も生物学的に多様な
性に見えて、環境に生息する生物全
体にわたって、保全する法制度が
要されてゐる。

an indefinite
Convention
of which

其本目的として、自然生態系の保全を内在させるべきものである。例へば汚染防止その他、人間だけでなく野生生物や生態系に防止基盤が設定されるべきである。ラムサール条約のように自然生態系の保全を目的とする国際法場合は、個々の自然生態系や地域特故に、保全のための統一的措置は定めておらず、各々の国内法に具体的措置をおくのが普通である。したがって、国内法令も整備する必要がある。

並手 大学助教授
環境学博士

① 管理費及び運送金は利用に開
 ② 関係は又は個別契約を行つて
 ③ 関係の事項は又の事項について本
 ④ 関係の事項は又の事項について本
 ⑤ 関係の事項は又の事項について本
 ⑥ 関係の事項は又の事項について本
 ⑦ 関係の事項は又の事項について本
 ⑧ 関係の事項は又の事項について本
 ⑨ 関係の事項は又の事項について本
 ⑩ 関係の事項は又の事項について本

ることがあつた。この改正は、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。	改正は、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。
改正は、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。	改正は、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。従つて、衆議院の議決を経て、内閣府の所管となる。

ち主に鳥獣保護、狩猟法のもとの特種保護地区、また文化財保護法などの天然記念物地域の指定によつて対応してゐる。

notice thereof to the Depositary. Denunciation shall take effect four months after the day on which the notice is received by the Depositary.

Article 12

1. The Depositary shall inform all States Parties to and acceded to this Convention as soon as:

- (a) signatures to the Convention;
- (b) deposits of instruments of ratification or accession;
- (c) deposits of instruments of accession to the Convention;
- (d) the date of entry into force of this Convention;
- (e) notifications of denunciation of this Convention.

2. When this Convention has entered into force, the Depositary shall send to all States Parties to and acceded to this Convention:

歴朝期は
陸奥のさ
て指ささ
る事務局
2 事務
(a) 事
織さ
(b) 国
を陸
れて
禁止
によ
と。

「讀者」といふに委託するもの三分の二の後に改つては、それだの目的は、	案 案 は、而して2の批判に應じた後、 の条約の締結図となつた後、 を生ずる。 この条約は、標準につき て要する日又は批准書 を提出した日の後四箇月 を以てして、効力を生ずる。	案 案 の三分の二の後に改つては、 それだの目的は、 を以てして、効力を生ずる。
を以てして、効力を生ずる。	案 案 の三分の二の後に改つては、 それだの目的は、 を以てして、効力を生ずる。	案 案 の三分の二の後に改つては、 それだの目的は、 を以てして、効力を生ずる。

余および第七次に於いては「締結の全額」を「ナダール」に於いて、「正金」に於いて、この費處には、締結額の三分の二の金額が、一九〇七年七月現在、正金に算入され、締結額は、締結額の五割に算入され、締結の全額は、二に一度以上増額されること



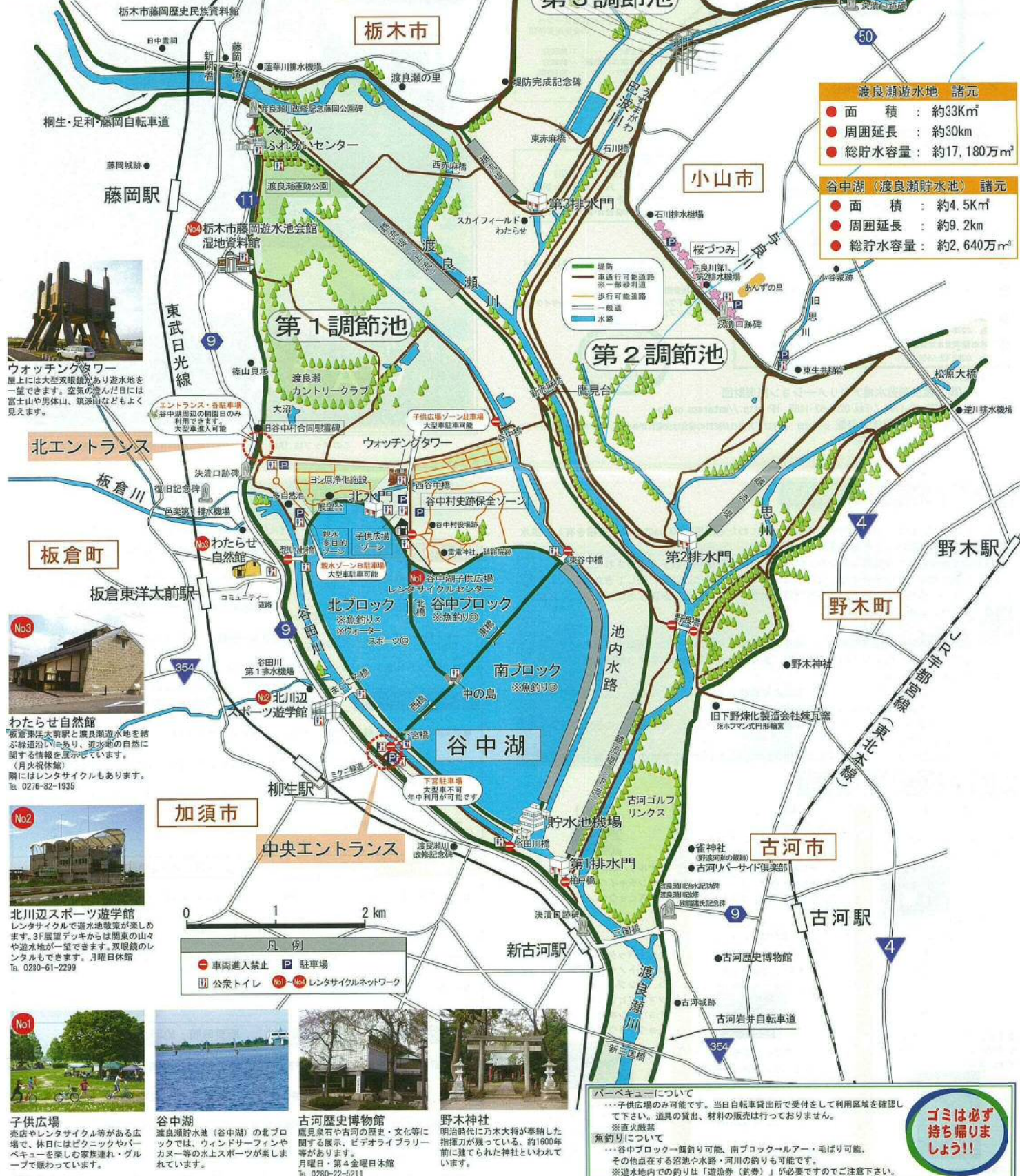
渡良瀬遊水地湿地資料館
遊水地の姿・自然紹介のパネル、学習室、DVD鑑賞コーナーの他、遊水地のヨシを使った紙すき体験もできます。レンタサイクルあり。
月曜日本館 Tel. 0282-62-5558



栃木市藤岡歴史民俗資料館
谷中村と田中正造、篠山景雄の肖像、道徳出土遺物ほか民俗資料等が展示されています。
月曜日休館 Tel. 0282-62-4559

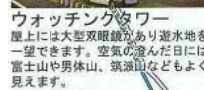


渡良瀬の里
遊水地を眺めながら健康づくりやふれあいの場として楽しめます。大広間、大浴場、食堂あり。
Tel. 0282-62-1635



渡良瀬遊水地 諸元	
● 面積	約33Km ²
● 周囲延長	約30km
● 総貯水容量	約17,180万m ³

谷中湖(渡良瀬貯水池) 諸元	
● 面積	約4.5Km ²
● 周囲延長	約9.2km
● 総貯水容量	約2,640万m ³



ウォッチングタワー
屋上には大型双眼鏡があり遊水地を一望できます。空気の澄んだ日には富士山や男体山、筑波山などもよく見えます。



わたらせ自然館
板倉湖と渡良瀬遊水地を結ぶ緑道沿いにあり、遊水地の自然に関する情報を展示しています。
〔月火祝休館〕
隣にはレンタサイクルもあります。
Tel. 0276-82-1935



北川辺スポーツ遊学館
レンタサイクルで遊水地散策が楽しめます。3F展望デッキからは関東の山々や遊水地が一望できます。双眼鏡のレンタルもできます。月曜日休館
Tel. 0280-61-2299



子供広場
売店やレンタサイクル等がある広場で、休日にはピクニックやバーベキューを楽しむ家族連れ、グループで賑わっています。



谷中湖
渡良瀬貯水池(谷中湖)の北ブロックでは、ウィンドサーフィンやカヌー等の水上スポーツが楽しめます。



古河歴史博物館
歴代古河の歴史・文化に関する展示、ビデオライブラリー等があります。
月曜日・第4金曜日休館
Tel. 0280-22-5211



野木神社
明治時代に乃木大将が奉納した指障子が残っている。約1600年前に建てられた神社といわれています。

バーベキューについて
...子供広場のみ可能です。当日自転車貸出所で受付をして利用区域を確認して下さい。道具の貸出、材料の販売は行っておりません。
※直火厳禁
魚釣りについて
...谷中ブロック・餌釣り可能、南ブロック・ルアー・毛ぼり可能。
その他点在する沼池や水路・河川の釣りも可能です。
※遊水地内での釣りは「道徳漁(釣券)」が必要ですのでご注意ください。

ゴミは必ず持ち帰りましょう!!

渡良瀬遊水地の
ご案内



お願いします

ゴミは持ち帰りましょう

交通のご案内

車をご利用の場合

国道354号線三国橋より北西約3km
東北自動車道:館林I.C.より東へ約20分

東武鉄道ご利用の場合

東武日光線
新古河駅、柳生駅、板倉東洋大前駅、藤岡駅 下車
(浅草駅～板倉東洋大前駅:約1時間)
(東武宇都宮駅～板倉東洋大前駅:約1時間)

JRご利用の場合

JR宇都宮線 古河駅、野木駅 下車
(上野駅～古河駅:約1時間)
(宇都宮駅～古河駅 約40分)

渡良瀬遊水地の
美化運動に
ご協力
お願いします



お問い合わせ先

(財) 渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団 ☎0282-62-1161

渡良瀬遊水地ホームページアドレス <http://www1.odn.ne.jp/~aan53170/wtrs/index.html>

渡良瀬遊水池利用ルール＆マナー 平成16年4月2日策定 平成18年3月27日改訂

地水遊瀨良渡

利用ルール&マナー



渡良瀬遊水地スポーツ利用者等連絡協議会

第2章 利用の原則

第3条 (利用期間・利用時間)

- ◎ 渡良瀬遊水地を利用するにあたっては、気象台から当該地区に大雨洪水注意報以上が発せられた場合及び洪水期間中は、利用禁止とする。
- ◎ 渡良瀬貯水池(谷中湖)の利用時間・利用期間は、原則として以下の通りとする。
(大会等を除く。)

- ① 3月1日～10月31日 : 9時30分～17時
- ② 11月1日～11月30日 : 9時30分～16時30分
- ③ 12月1日～2月末日 : 9時30分～16時
- ④ ただし、毎週月曜日(月曜日が祝祭日の場合はその翌日、また月・火曜日が祝祭日の場合はその翌日)及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。
- ⑤ 1月から3月については、干し上げに伴う水位低下のため、水面利用が出来ない場合がある。

渡良瀬貯水池 干し上げ

渡良瀬貯水池では、夏場のカビ臭抑制のため、平成9年より、冬期の水位低下・干し上げを行っています。

干し上げとは、水位を貯水池底高のY.P.8.5m以下まで低下させた状態をいいます。



第4条 (禁止事項)

- ◎ 渡良瀬遊水地の利用にあたっては、以下の行為を禁止する。
 - ① 渡良瀬遊水地を汚す行為、他の利用者への危険行為を禁止する。
 - ② 渡良瀬遊水地内ではむやみに動植物を荒らす、自然形態への影響を最小限に留める。
- ◎ 渡良瀬貯水池(谷中湖)(以下「貯水池」という。)の利用にあたっては、以下の行為を禁止する。
 - ① 貯水池内道路への自動車、オートバイの乗り入れを原則として禁止する。
 - ② 貯水池周辺の各ゲート前^{*}は、駐車を禁止する。
 - ③ 貯水池内の水面では、水質保全上の面から、動力船による利用を原則として禁止する。
 - ④ 北水門付近の水面、流入堤、越流堤、貯水池機場^{*}は立入を禁止する。
 - ⑤ 貯水池北ブロック全域(北水門を含む)、南ブロックの貯水池機場、ヨシ原浄化ゾーン及び貯水池内の北橋、西橋、東橋^{*}の上での魚介類の捕獲及びその行為を禁止する。
 - ⑥ 指定された場所(バーベキューランド及び子供広場ゾーンの一部)以外でのバーベキュー等の炊事及び火気の使用を禁止する。
 - ⑦ 貯水池内の遊泳は原則禁止とする。ただし、安全を確認し、許可されたイベントは除く。

*P10参照

車両制限柵前の駐車禁止箇所
(貯水池周辺の各ゲート前12箇所)



平成12年 5月30日策定

平成18年 3月30日改定

佐 潟 周 辺 自 然 環 境 保 全 計 画

新 潟 市

平成18年 3月

(4) 佐潟及びその周辺を含めた広域的な保全を行う				
背景	佐潟を含む周辺地域は、自然公園法第3種特別地域、新潟市都市公園区域に指定されている。また、大規模な建築行為等については、新潟市都市景観条例に基づき、届出が必要であり、市は助言・指導を行っている。 佐潟の集水域(350ha)の8割が農地として利用されており、その際に地下水を汲み上げて散水している。潟周辺には40本程度の井戸があり、20～30本が昼に揚水され、残りは夜に揚水されており、最大揚水能力は600～700$\frac{\text{m}^3}{\text{分}}$とされている。			
	◆関係機関の連携 法令に基づき、適切な指導を行うとともに、関係機関で調整を図り、協力して自然環境の保全を図ってきた。 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>環境省、新潟県、新潟市</td></tr> </table> ◆佐潟周辺の井戸の確認 過去に井戸状況の現地調査を実施し、井戸の位置、揚水設備形式、水位の状況などの確認を行った。 <table border="1"> <tr> <td>実施主体</td><td>農業者、新潟市環境対策課</td></tr> </table>	実施主体	環境省、新潟県、新潟市	実施主体
実施主体	環境省、新潟県、新潟市			
実施主体	農業者、新潟市環境対策課			
現状及び課題	◆佐潟周辺の規制 佐潟を含む周辺は、自然公園法の特別地域として、大規模建築物や工作物を設置する場合には、一定の配慮をさせることが可能であるが、第3種であるため農林漁業のために供される行為や工作物についての規制は難しい。 その他の地域の大規模な建築行為等については、新潟市都市景観条例に基づき、届出が必要であり、市は助言・指導をすることができる。 ◆地下水の汲み上げによる佐潟への影響 佐潟の集水域である砂丘地の畑地では農業用水として地下水を汲み上げており、夏場の湧水が減少していると指摘されている。 ◆御手洗潟の状況 佐潟に隣接する御手洗潟も佐潟を補完するものとして、多様な動植物の生息地となっている。また、その水は、かつてほどの需要はないもの、木山地区の灌漑用水として利用され、漁業権も設定されており、地域住民との関わりは深い。 しかし、自然公園法にかかる区域が半分であること、潟周辺部が民有地であることなどが保全の障害となっている。			

今後の取り組み	ア. 景観法上の景観地区の指定 平成 17 年 6 月に「景観法」が全面施行され、都市計画に「景観地区」を定めた場合は、建築物の色やデザイン、高さ、壁面位置などが規制でき、また、景観地区内で建築、開発行為を行う場合は、市長の認定を受けなければならない。しかし、景観地区の指定は、規制による財産権の制約などがともなうことから、長期的な目標として関係者と検討を行っていく。	
	実施主体	地域住民（土地の地権者）、新潟市街づくり推進課及び関係課
	イ. 水文・水源管理 農業用水への利用による地下水への影響を把握するため、定期的に井戸の場所の確認や、地下水の汲み上げ状況、湧水量のモニタリングを行っていく。	
	実施主体	農業者、新潟市環境対策課、佐潟水鳥・湿地センター
	ウ. 御手洗潟の保全 御手洗潟周辺は民有地であるため、自然公園法の区域内であっても農林漁業に供される行為は、現状かけられている法令以上の規制をかけることはできない。 短期的な対策としては、御手洗潟を将来に渡って保全していくことを見据え、佐潟と同様に環境基礎調査を行う。 また、具体的な保全策や利用方法については、協議会の中で、地域住民の理解や協力を得ながら協議を進めていく。	
	実施主体	地域住民、新潟県環境企画課、新潟市土木総務課及び関係課

1、基本的なこと

条約第3条第1項に「条約国は、登録簿に揚げられている湿地の保全を促進し及びその領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する」とあります。

計画の策定に当たって、環境省・国交省は、当協議会等地域に計画策定を丸投げするのではなく、ラムサール登録湿地としての渡良瀬遊水地の湿地の保全と再生、その適正な利用についての計画の策定に主体的な役割を果たすべきだと思います。また、4県4市2町にまたがる各市町間、各団体間の意見の調整に困難が生じることが予測されますが、行政区分を乗り越え、渡良瀬遊水地を囲む地域が丸となって、一体的に運営所管する必用からも、環境省・国交省は、国としての指導的な力を発揮していただきたいと思います。

なお、第2調節地の湿地の保全・再生・利用に関しては国交省が「渡良瀬遊水地湿地保全・再生検討委員会」が長年にわたって検討した結果をベースに策定した「ランドデザイン」に沿って工事が進行中ですが、第1調節地、第3調節地に付いてもそれに準じた湿地の保全・再生計画の策定が必要と思います。ただしランドデザインではその利用計画が具体的ではありません。渡良瀬遊水地全体の利用計画が欲しいところです。

また、ラムサール条約では、「水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全と、湿地の賢明な利用」が義務付けられていますが、当協議会に設置予定の4部会のうちの1部会（遊水地保全・再生検討部会）を除く3部会は、「湿地の賢明な利用」に属する分野です。ラムサール条約の理念を十分に理解し、目的を実現するために、早い時期に、「野生動植物の保護に関する部会」を設けるべきだと思います。世界的に貴重なオオセッカが繁殖していますが、その保護策等は緊急な課題です。

2、具体的なこと

①「新たに治水や道路整備など環境を改変する工事の実施」に当たっては、現地に自然保護、治水、地元の関係者、事業者、国交省等が集まり、現地を見ながら自然に掛ける負荷を少なくする治水対策等について具体的に協議する場が必要です。国交省はそこで検討されたことを反映させて工事計画を立てる。小さい事業にも適用する。これをルール化するとよいと思います。関係者間に新たな信頼関係も生まれます。

なお、国交省は過去に、「渡良瀬川・蓮華川合流点下流域樹木の伐採」、「思川の掘削」等に当たって、上記方法を採用し、関係者の相互理解を得て工事を着工した実績があるはずです。

② 第1調節地を「生態系の保護とリクリエーションを目的として管理された区域」、第2調節地を「湿地再生を進めつつ、学術研究と環境学習を目的として管理された区域」、第3調節地を「種の生息地管理と保全を目的として管理された区域」とするなどの将来展望を持つことも必要です。

③ アクセス道路に渡船を活用する。

④ 「来遊者の対応、案内について」来遊者のリクリエーション、自然観察（野鳥、植物、昆虫、魚類、その他）、各種の調査研究、歴史などの来遊目的に応じた対応が更に求められると思います。湿地資料館、活動センターで実施していますが、もう少し充実させる必要があると思います。

⑤ 「案内人の確保、育成について」案内のできる人材は各団体に多数おられると思いますが、資質等にはばらつきがあります。登録制の案内人を置き、それを少しずつ増やしていくのが余暇と思います。なお、学校や行政関係は無料であっても、一般団体の案内は有料にしても良いと思います。料金は案内人の収益とし、一部を事務手数料として事務局に納めます。その際の事務局はアクリメーション振興財団にお願いできれば、と思います。

なお、関係市町でボランティアを養成しています。これについては各市町の主体的な活動を尊重しつつ、一定の段階で連絡会・勉強会を経て、将来的には一体化できればよいと思います。

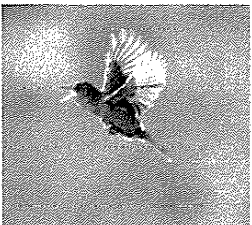
⑥「環境学習」 アクリメーション振興財団主催の環境学習、観察会は小学校、大人向けとも安定してきて

いると思います。対象校を増やすにも、開催回数を増やすにも人材が必要です。講師を公募する方法もありますが、応募者が全て適任とは限りません。これも登録制を考えても良いかもしれません。

- ⑦「安全対策」 野外活動の事故は基本的に自己責任です。しかし、人口構造物の不具合や、自転車事故等の加害者が存在する場合の事故の対策は取らなければなりません。谷中湖周辺の自転車の高速走行は見ていてハラハラします。
- ⑧「ルール作り」 スカイスports団体など、野生生物保護に関係のない団体との取り決めをしておく必要があります。例えば風向きとの関係なのでしょうが、冬期に第2調節地を低空で飛行するヘリコプターは他の飛行ルートを考えてもらうなど、相互理解が必要です。
- ⑨「観察コースの策定」 生息する野生動物に負荷を掛けないためにも、また楽しく観察するためにも観察コースの設定は必要です。
- ⑩「パトロール」 アクリメーション振興財団で実施していますが、野生生物に関するパトロールは実施されていません。4県で個々に置いている「鳥獣保護員」を相互乗り入れにして実施すると良いと思います。一定の権限がないと野生生物保護に関しての指導は難しいです。鳥獣保護員の所管は環境省ですから理解は得られるでしょう。なお、パトロールを実施するに当たっては、トラブルになることがありますので、マニュアルを作っておく必要があります。なお、条約第4条には（自然保護区を設けることにより湿地及び水鳥の保全を促進し）その「自然保護区の監視を十分に行う」こと、とあります。
- ⑪「立ち入り禁止区域の設定」 オオセッカの生息地や繁殖地など、希少種の生息地や繁殖地は立ち入り禁止にすべきです。生息地に踏み込んだ跡がありました。植物、昆虫に関しても規制が必要だと思います。
- ⑫「渡良瀬遊水地野鳥目録」 私なりに作ってありますが、もっと完全で皆さんで共有できるものを作製すべきです。植物、昆虫、魚類の他、哺乳類、爬虫類、両生類なども作っておくべきだと思います。
- ⑬「水鳥を増やす」 渡良瀬遊水地はラムサール条約登録に必用な9つの登録基準のうち、鳥に関する基準には該当していません。しかし条約の目的の1つはその正式名称の通り水鳥の保護です。渡良瀬遊水地野鳥観察会の干し揚げ後の谷中湖の水鳥調査では4,000羽近い水鳥が利用していましたが、谷中湖の面積に比し多いとはいえません。5月に約300羽が渡来したキアシシギも浮島を利用していました。これは浮島や砂州の存在が水鳥をはじめ多くの野鳥を誘引していることの表れと理解できます。砂州の造成は難しいと思いますが、北ブロック、南ブロックにも浮島を配置すれば、渡来する水鳥など、著しく増加するものと思われます。併せて魚類の生息、繁殖にも有効です。地内水路の浮島ではカイツブリやバンが繁殖しています。そこも浮島を増設したらよいと思います。なお、漁協のワカサギの放流が、特に冬期の潜水性の水鳥の渡来を促しているようです。なお、「条約第4条の4」には「湿地の管理により、適当な湿地における水鳥の数を増加させるよう努める」こと、とあります。
- ⑭「魚」 冬期のワカサギ釣りのリールによる投げ釣に、カンムリカイツブリが掛かってしまうことがあります。またリール用の糸に絡まった野鳥を見ることもあります。
- その対策と、漁協の収益増を図るものとして、本来のワカサギ釣りの釣法にして、リール竿の使用を禁止し、つり用ボートを準備して釣客をボート利用に誘導したらよいと思います。勿論有料です。
- ⑮「子供釣り場」 渡良瀬遊水地の水辺の多くにコンクリートが張られ、大人は釣り台を使用して釣りをしていて子供には不向きです。ヨシ原浄化施設内に自然護岸の池があります。どこか1箇所です。漁協の協力を得て子供釣り場を作ってみたらよいでしょう。私と渡良瀬遊水地との最初の出会いは釣でした。ただし水辺には危険が潜みます。監視という手数が生じます。

平成26年7月

(オオセッカの囀り飛翔・世界で2500羽、日本に1000羽、渡良瀬遊水地に約30羽が生息し繁殖している。海に近い湿地で繁殖するとされている、世界的に希少な野鳥)



渡良瀬遊水地の保全・利活用協議会合同部会への意見

1、自治体を中心に地域が一体として統一した目標（ビジョン）を持って保全・利活用の検討を進めることが望まれます。

①そのためには、遊水地の現状に対する環境等の評価、魅力、情報、課題の整理、共有し、同じ情報での意見交換が必要と思われます。

②遊水地の価値や魅力を活かし、わかりやすいビジョンで方向性を明確にすることで多くの人の理解や協力を得ることができると思います。

・価値・・・地域や流域全体で理解できるように

イ、治水、利水機能

・・・・流域の安全を確保している利根川の要の施設

首都圏の安全、安心・・・治水・利水

・・・・地元の犠牲や協力の歴史がある

ロ、自然環境、広大な空間

・・・・世界的にも貴重な自然環境・多くの動植物の生息の場です

・・・・広大な空間では多様な利用が行われている

③広大な空間を有する遊水地は、地形、環境、利便性など地域により、さまざまであるが、それらを生かした地域づくりなどが進められるが参加団体等のそれぞれの立場を尊重し、目標に向かって議論を進める。

●各地域の特徴を生かした自然との調和のとれた活用

イ、第1調節地：谷中湖を中心とした様々なレクリエーションの場

旧谷中村跡等ふれあい、情報交換の場

第2調節地：湿地再生事業を踏まえた湿地豊かな環境の場（学習、観察）

第3調節地：比較的従来の環境が残る渡良瀬の自然を学ぶ場

④遊水地の環境等の情報を継続的に把握し、その変化など明確にして保全の見直し等を行っていくことが望まれる。

2、部会でビジョンをもとにアクションプログラムを検討計画し行動する。

プログラムは、遊水地の治水、利水機能の確保を前提とし、将来にむけて継続性のある計画であることが必要で、市民参加のもと河川管理者、自治体、各団体、専門家、市民の役割分担（計画、保全、利活用、管理、予算等）を明らかにして、保全、利活用の確認などしていくことが望まれる。

3. 具体的な検討にあたって

①渡良瀬遊水地の環境保全や利活用にあたっては、地域の人々の意見を取り入れたグランド

デザインがあり、その中では遊水地の機能を前提として環境保全、利活用に当たって留意すべき事などが明記されており具体的に各計画検討時の留意、配慮事項となるもので今後の検討にあたっては、ラムサール条約登録を踏まえグランドデザインの考え方を取り入れ保全利用の検討していくべきと思います。

- ②ラムサール条約の登録は、現在のヨシ原を中心とした湿地環境とそこに棲む動植物が中心となり登録されたと思います。このことを基本に考えていく必要があると思います。

現在の環境は、ヨシの利用者等により長年ヨシ焼きによるヨシ原が維持されて来ているところが多いと思います。継続したヨシ焼き実施が必要だと思います。

財団では、ヨシ焼きの効果調査をしています。

- ③自然環境の保全と環境生かした利用が基本と思います。そのために渡良瀬遊水地の環境を正しく多くの人に知ってもらい保全し活用していくにはどうするかを自治体、住民がなおすべきか検討が必要だと思います。

- ④各種調査、研究結果など関係機種の協力などえて資料収集とりまとめ関係機関での利用の便を図る事が必要だと思います。また、これらの資料もとに環境学習の支援、案内などを進めて行くことが効果的だと思います。

財団では、各種動植物の図鑑等作成し配布してきました。

- ・体験活動センターわたらせをオープンさせ情報提供、学習の拠点として利用出来るようにしています。
- ・小学生を対象とした環境学習の支援を長年実施してきました。

- ⑤遊水地の案内や利用の要望は、増大しています。遊水地の環境保全や利活用は、人材確保、育成が必要だと思います。

貴重植物の盗掘や昆虫の無謀な採集も見られますパトロールなど対策が必要だと思います。財団では、Eボートの安全講習やボランティアの養成講座、専門家の協力をえて動植物の観察会、相談会を行っております。

- ・貴重植物の自生地保全活動等を行っています。保全手引書の検討

- ⑥遊水地の広報についても統一性が必要と思われます。

各自治体等主催の行事等は主催者で行っていますが、遊水地の年間行事情報としてまとめて年度初めに広報することにより、利用者にわかりやすい情報となり、利用の促進が図れます。

【活動概要】

関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課と２年に渡る協議の結果、平成１７年３月に管理運営規定の策定が完了し平成１８年４月１日より日本気球連盟渡良瀬連絡会・足利マイクロフライトクラブ・特定非営利活動法人スカイダイブ藤岡の３者で「スカイフィールドわたらせ」を占用。以来管理運営規定を遵守し今日まで利活用を行っている。

【イノシシによる会員の車体の破損】

日時：平成２６年２月２２日午前９時頃

場所：渡良瀬川右岸西赤麻橋車両制限柵付近

当事者：松岡猛久（４３歳） 大阪府守口市馬場町在住 スカイダイブ藤岡会員

車両：トヨタハイエースレジアス

状況：藤岡町渡良瀬運動公園からスカイダイビングに参加する為スカイフィールド渡良瀬に向かった。

途中西赤麻橋の車両制限柵を通過する為徐行した時、巨大なイノシシが車体に激突し、イノシシの牙が車体右中央部分を破損した。イノシシはそのまま走り去った。

破損の状況等：業者に修理見積額２０万から３０万と言われた。

大変恐ろしい思いをした。鳥獣保護区に指定された為であろう。



特定非営利活動法人 スカイダイブ藤岡
〒323-1104 栃木県栃木市藤岡町藤岡 1837
TEL0282-62-5390・FAX0282-62-5165

藤岡町巴波川周辺地区治水事業促進連絡協議会

平成 25 年度事業報告

月・日	内 容	場 所
H25.4.24	渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会要望書提出(会長)	国土交通省 関東地方整備局
H25.6.18	正副会長会議(第1回) ・平成 25 年度定期総会(第 8 回)について ・視察研修について ・富吉、中根区新規加入について	部屋地区公民館
H25.6.26	平成 25 年度定期総会(第 8 回)並びに講演の開催 ・平成 24 年度事業報告、決算及び監査報告について ・平成 25 年度事業計画、収支予算案について 講演「巴波川管内の治水関係工事」について	部屋地区公民館
H25.7.29	渡良瀬遊水地第 2 調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会 正副会長会議(会長) ・役員会、平成 25 年度 定期総会(第 9 回)について	生井公民館
H25.8.2	渡良瀬遊水地保全・利活用協議会設立総会(会長)	国土交通省 利根川上流河川事務所
H25.8.29	渡良瀬遊水地第 2 調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会 役員会(正副会長) ・平成 25 年度 定期総会(第 9 回)について	生井公民館
H25.9.13	第 21 回「治水の日」式典(会長)	童謡のふる里おおとね アスタホール(加須市)
H25.9.19	渡良瀬遊水地第 2 調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会 平成 25 年度 定期総会(第 9 回)(正副会長)	生井公民館
H25.10.1	正副会長会議(第2回) ・富吉、中根区新規加入について ・視察研修について ・巴波川右岸等堤防補強工事に関する要望書の提出について	部屋地区公民館
H25.10.22	巴波川右岸等堤防補強工事に関する要望書の提出(正副会長)	国土交通省 利根川上流河川事務所
H25.11.20	視察研修 ・羽生河川防災ステーション(道の駅羽生)及び第 2 調節池掘削現場現地視察(17 名参加)	羽生河川防災ステーション(道の駅羽生)、第 2 調節池
H25.12.10	渡良瀬遊水地第 2 調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会 正副会長会議(会長)	生井公民館

H25.12.18	渡良瀬遊水地保全・利活用協議会意見交換会(会長) ・部会の構成メンバーについて ・部会の開催回数について	国土交通省 利根川上流河川事務所
H26.2.17	渡良瀬遊水地第2調節池周辺地区治水事業促進連絡協議会 役員会(正副会長) ・規約の変更について	生井公民館
H26.3.25	渡良瀬遊水地ハートランドプラン専門者会議(会長) ・委嘱状交付	藤岡総合支所

平成 26 年 8 月 27 日

事務連絡

わたらせ未来基金

事務局 内田孝男

第 2 回渡良瀬遊水地保全・利活用協議会 合同部会での資料提供について

1 第 2 調節池 環境学習フィールドにおける活動紹介

わたらせ未来基金では、「渡良瀬遊水地湿地保全・再生プロジェクト」として、毎月モニタリングとメンテナンス：「ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作業」を実施しています。現在試験再生されている多様な形の池・湿地を利用していくには、保全が必要です。折角の湿地も手を付けず放置すれば、荒野となってしまいます。多くの皆様に係わり戴き、保全のためのメンテナンスをご一緒に進めませんか。

参照－ 1 実施計画書

－ 2 下野新聞掲載記事

2 各部会の構成員について

構成員は規約別紙 1 に記載されていますが、関係する 4 県（栃木、茨城、埼玉、群馬）については明確でなく、オブザーバー的な形でしょうか。

栃木県は、渡良瀬遊水地において県主催の外来種除去の計画もあるようです。できましたら、正規の構成員として～県・～課として明記、関与してほしいと考えます。ご検討をお願いいたします。

参照ー1

平成 26 年度 わたらせ未来基金 渡良瀬遊水地湿地保全・再生プロジェクト
実施計画書

平成26年度	
湿地保全・再生プロジェクト スケジュール	
主催：わたらせ未来基金	
後援：利根川上流河川事務所	
月 日	内 容
H26年4月20日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
5月11日（日）	自然観察会、ヤナギ除去作戦
6月22日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
6月28日（土）	第1回ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦（官民協働）
7月13日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
8月24日（日）	第2回ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦（官民協働）
9月21日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
10月19日（日）	第3回ヤナギ・セイタカアワダチソウ除去作戦（官民協働）
11月16日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
12月21日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
H27年1月18日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
2月15日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
3月22日（日）	モニタリング調査、湿地メンテナンス
	ヨシ焼き跡状況の調査
・期日：主に毎月第3日曜日に実施予定 ・時間：9：30～11：45 ・野鳥、植物その他フィールドでのモニタリング	
湿地メンテナンス：ヤナギとセイタカアワダチソウの除去	
集合時間：6月から9月は夏時間9：00とする。 なお、実施については他団体との調整も生ずることもあり、 集合場所、時間等変更も見込まれるため、 決定次第、随時HPはじめ通信等で連絡。	

SHIMOTSUKE SHIMOTSUKE SHIMOTSUKE SHIMOTSUKE

県南・両毛版

小山総局
宇留野 有貴

ヤナギの根元に刃を押し込み、切り口がとがらないように腰をかがめて切っていく。ジャキ、ジャキ、ジャキー。広大な渡良瀬遊水地にはさみの音が響く。

7月中旬、貴重な植物を駆逐するヤナギや外来種のセイタカアワダチソウの除去を続けている市民団体「わたらせ未来基金」の活動に参加させてもらった。

きっかけは、6月に官民協働で行われた初の除去作戦の取材。人の背丈をはるかに超えるほど成長したヤナギの姿に圧倒された。しかも、ヤナギは伐採しても残った芽から枝を伸ばすほどに繁殖

遊水地でヤナギ除去

力が強いという。同団体が毎月十数人で除去を続けていると知り、見ているだけではいけないという思いに駆られた。

参加した日はヤナギの除去がメイン。代表世話人の青木章彦さん(56)に「まずは手で抜いてみて」と言われ両手で抜く

闘った部分
で開いた
くらしの
だらけの
汗見ても



7

うとするが、想像以上に第2調節池内にはミコ根が深く、1本抜くだけシガヤなど自生の湿地性で尻もちをつきかけた。植物も多く、誤って切らないよう慎重さも必要だ。そこではさみを持ち根本から切っていく。作業す

ぬかるむ土に足を取られる」という言葉を思い出さず。自分が刈った場所から希少種が現れるかも、んは言う。水の力、人の力、ヨシ焼きの火の力で遊水地が守られている。除去は恒常的に続けなければならぬので、活動する人が増えてほしい。この日、自分にもできる遊水地への関わり方が少し分かったように思えた。

希少種守る遠大な作業



青木さん(左)にアドバイスをもらいながらヤナギを根元からはさみで伐採した

「渡良瀬遊水地エコミュージアム

—歴史と自然のまるごと博物館」を提案します！ 2014 年提案

渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会

1 遊水地の豊かさを享受しよう

100 年前に、村人たちが湿地や湖沼から恵みを受けたように、遊水地は、人の営みと共にあり維持されてきました。ラムサール条約湿地としての利用は、これからまた次の世代に豊饒をもたらす地であってほしいと願います。

- ・遊水地の歴史、洪水と闘ってきた人々の知恵や、自然の摂理を学び、そこから「人が自然と共に生きる生き方」を学ぶ。
- ・遊水地の豊かな自然を観察する。
- ・大小の池、地内水路での豊かな漁
- ・ヨシズづくりの継続、スゲ笠づくりの伝承
- ・豊かな自然を利用したスポーツ、レクリエーション
- ・新しいヨシ利用を探る——新しいヨシの産物、地元名産品の掘り起こしなど

2 遊水地の歴史を踏まえ、湿地を保全し、より豊かに育てるために

(1) 第一調節池

- ・谷中村の存亡から遊水地の歴史を学ぶ場と位置付ける。
- ・自然を楽しむ様々なレクリエーション、スポーツの場とする。
- ・谷中湖の自然を取り戻す—コンクリート護岸を植生護岸とする。そのために水位を低下させて、一定に保つ。

(2) 第二調節池

- ・特にラムサール条約湿地として、国土交通省の「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」に基づき、豊かな湿地を維持する。
 - ① 湿地・沼は水路をめぐらし、水を循環させる。
 - ② 与良川の流量を増加させたり、下流での稼働堰により湿地の湿潤化を図る。
 - ③ 掘削地の代掻きを定期的に行う。
 - ④ 湿地の観察、調査を定期的に行い、湿地の管理に生かす。
- ・環境学習フィールドでの学習・観察を観察指導員（インストラクター）と共に行う。
- ・ボランティア活動で、湿地保全を図る。
- ・このように湿地保全について配慮しても、あまりにも多くの人々が訪れると、人圧で環境に影響が出ることが心配されます。また、野鳥の繁殖期には、人の往来が支障をきたすと予想もされます。そこで、状況をみて、次の手段を取ることが必要と考えます。
 - ① 特に重要な湿地の周辺は自然観察者数を制限する。
 - ② 野鳥の繁殖期には、観察歩道、観察水路の一部を利用禁止にする。

(3) 第三調節池

- ・調節池全体をサンクチュアリー（聖地）とし、湿地の維持に必要な保全の作業を行う。

3 湿地保全・再生、来訪者のためのセンターをつくろう

渡良瀬遊水地が「ラムサール条約湿地」に登録された意義を知らせ、ラムサール湿地の保全・管理を目的としたセンターを、四市二町と住民がそれぞれの立場で協力しあって設置することが必要です。センターの内容は次のようにします。

(1) 「総合的な企画・運営」と「湿地の管理」

- ① 住民、行政同数で構成する運営委員会をつくり、企画・運営にあたる。
- ② センターの設置や運営は、原則として公費による。
- ③ 湿地再生地のモニタリングをおこなう。
- ④ 専従の学芸員を置き、湿地の維持・管理についての提言をする。

(2) ビジターセンターの役割

- ① 利用者へのサービス・アクセス等の案内、遊水地パンフレット・資料の備え、おみやげ販売
弁当の出前（手配）、自転車貸出の案内など
- ② 観察会の企画、ガイド
- ③ エコツアーの企画・ガイドーヨシ焼き見学、ツバメのねぐら入り観察、観察会など
- ④ 観察指導員（インストラクター）の養成

(3) 学習センターの役割

- ① 遊水地の歴史、治水の役割について展示・説明
- ② 「ラムサール条約湿地」登録の意義ー日本と世界の湿地状況などを紹介
- ③ 渡良瀬遊水地の自然の特徴、地形・地質等の展示
- ④ かつての農業・漁業の営みの再現、ヨシズ、スゲ笠づくり実演展示
- ⑤ ガイドブック、関連図書の展示・販売、その他

(4) 関連施設についてー遊水地の外に、次の施設を設置したいと考えます。

- ① 遊水地の自然を享受し、環境、歴史、漁業など総合学習の場となる施設

.....

お知らせ！「渡良瀬遊水地エコミュージアムを考える シンポジウム ー新たな町おこしと共に」を開催

日時:10月25日(土)13:15~16:40 会場:栃木商工会議所

基調講演「釧路湿原を守る市民と行政の取り組みー調査から町おこしの歩みー」

講師:新庄 久志氏(釧路国際ウエットランドセンター 主幹)

基調報告:横森源治氏(利根川上流河川事務所長)、荒牧まりさ氏(関東地方環境事務所野生生物課長)

嶋津暉之(渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会・世話人)

パネルディスカッション

パネリスト:新庄久志氏、横森源治氏、鈴木俊美栃木市長、大久保寿夫小山市長、2市2町首長(交渉)
白井勝二氏(渡良瀬遊水地ハートランドプラン専門者会議・座長)ー予定、他

.....

